

第2次玉名市総合計画前期基本計画(案)に関するご意見と回答(パブリックコメント)

「第2次玉名市総合計画前期基本計画(案)」に関するパブリックコメントに対する市の考え方をお答えします。

	計画案に対する意見(要旨)	回答
1 全体に関する意見	折角の新庁舎に市民がくつろげる場所を設置して欲しい。例えば、喫茶コーナーまたは喫茶店。 現状、“用事が終わったらさっさと帰れ”という雰囲気です。	<p>「喫茶コーナーや喫茶店など、市民や来訪者がくつろげる場所や機能(以下、「喫茶コーナー等」)を市役所本庁舎に設置することについて、総合計画に明示して欲しい。」とのご意見と捉え、回答します。</p> <p>喫茶コーナー等の設置と必要性は、新庁舎の建設計画(基本構想)を検討した際にも同様のご意見をいただき検討した経緯があります。その結果として、以下の理由により、「新庁舎には喫茶コーナー等の常設の区画や部屋は設けない。」と結論付けており、現時点でも同様の考えです。</p> <p>①喫茶コーナー等は、設置するのであれば1階が最適と考えるが、市の業務の特性として、窓口業務が多く、隣接する課同士の間連性も高いことから、壁で仕切らない広い執務空間とカウンターが必要であり、限られた広さの中ではそのスペース確保が難しい。</p> <p>②喫茶コーナー等を設置するためには、給排水工事が必要であり、設置場所は壁際などに限られるが、市役所は壁が少ない建築物であるため、その確保は更に限られる。</p> <p>③正面玄関付近に広いスペースがあるが、ここは選挙期間中の期日前投票所や、臨時の窓口(震災対応や福祉給付金など)として利用するための区画であり、ここに常設の喫茶コーナー等を設置することは適当ではない。</p> <p>④喫茶コーナー等は市の直営ではなく、一般的に民間業者等の経営となるが、他市の事例等を参考に採算性等を想定すると、本市の規模では、「将来的撤退の恐れ」を払拭する安定経営の確証や、黒字経営の保証はできず進出を促すことが躊躇される。</p> <p>⑤別棟ではあるが、職員組合経営の売店(談話用テーブルあり)を設置しているほか、飲料の自動販売機もあるため、これにより喫茶コーナー等の機能の一部は代替できる。</p>

	計画案に対する意見(要旨)	回答
<p>2 「健康づくりの推進」に関する意見・提案</p>	<p>住民の健康寿命を延ばし、重症化予防、要介護の減少のため、また子ども・妊産婦・アレルギーなど感受性の高い方を含めた非喫煙者を受動喫煙の危害から守るために、健康の基本として、この課題の重点施策をお願いします。</p> <p>(1)タバコ(喫煙及び受動喫煙)は、早期死亡、健康寿命の短縮、要介護の増加など健康破壊に第一の要因になっているとのエビデンスが蓄積していることから活用可能なあらゆる機会を通してその周知・対策徹底を図る必要があります。</p> <p>A. 喫煙、受動喫煙のタバコに、非燃焼の加熱式タバコ等の新型タバコも含めることが必要です。</p> <p>B. 受動喫煙にはタバコ煙付着物の発散(第三次タバコ煙)による健康影響が近年問題となっていますので、それへの留意が必要です。</p> <p>(2)タバコ特に受動喫煙の危害防止について、公共性の高い施設において子ども・妊産婦を守ることを最優先に全面禁煙ルールを確立して順次広げていくことや、幼稚園や小中学校などの保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等を行う必要があります。</p> <p>※「分煙」について、公共施設や飲食店・職場等や家庭内でも、「分煙」では危害は防げません。煙は必ずもれます。全面禁煙を推奨・推進が必要です。</p> <p>国では現在法整備が検討されているところですが、「例外のない屋内全面禁煙」への支持・サポートをお願いします。また、国の「受動喫煙防止法の制定」を見越して、管轄内公共的施設・場所の屋内全面禁煙の自主的実施が望まれるので、市町村出先や関係機関を含め周知・要請をよろしくをお願いします。</p> <p>(3)子ども・青少年の喫煙防止とともに、親や妊産婦・家族が喫煙している場合は禁煙を促す抜本的施策などが必要です。</p> <p>(4)禁煙サポートの推進で、特定健診やがん検診等の場合は40歳以上であったり、より若い20歳前～30歳代・未成年者への禁煙サポートに重点を置いたやり方が求められています。</p> <p>・禁煙治療の保険適用について、喫煙指数が200以上などの制約がありましたが、中医協の改定で、今年4月からは35歳未満の若い世代は適用外になりますので、この施策の重要性を進めていただきたいです。</p> <p>(5)男女共同参画、特に女性の健康づくりの推進に関連して、禁煙と受動喫煙の危害防止は「生涯を通じた女性の健康づくり」にとっても必要です。</p> <p>(6)歯周病だけでなく、口内炎や舌がん、食道がんなども喫煙・受動喫煙と因果関係が多々あることから、これらを強調した啓発と対策が必要喫煙・受動喫煙の危害対策は、中長期的にも、タバコを吸えない社会環境づくりとして男女の喫煙率を低減させていく上で極めて有効で、住民の健康支援となり、健康寿命の延伸に大きく寄与すると考えます。</p>	<p>ご意見・提案いただきました喫煙に関する施策については、67、68ページ「第5章 基本目標5 健康で安心な福祉づくり 第1節 主要施策1 健康づくりの推進 (1)保健活動の拡充、(2)健康な体づくり」において、つぎのとおり取り組んでまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民一人一人が、健やかで心豊かに生活できるようにするため、各校区の健康づくりの取組や健康づくり推進協議会、食育推進連携会議、有明保健医療福祉連携会議などを活用し、関係機関との連携の強化を図ります。 ・より良い生活習慣をつくるため、地域全体への健康教育等による啓発や関係団体と連携し、生活習慣改善のための支援体制の整備に努めます。 ・長期にわたり進行する循環器疾患について、個人のライフサイクルに対応するため、早期発見や早期治療、適切な生活習慣への改善など、生涯にわたり継続して予防できる仕組みづくりに努めます。 <p>なお、ご意見・提案に対して具体的な施策としての考え方は、次のとおりです。</p> <p>(1)については、世界禁煙デーの時に、ポスターやホームページ等でたばこの害についての啓発を行っています。今後も啓発を推進していきます。</p> <p>(2)については、市内の保育園、幼稚園、公立小中学校では、受動喫煙による健康影響を防ぐため、「敷地内禁煙」を行っており、今後も継続促進します。また、保護者への禁煙促進の働きかけについては、「子どもの健康を守る」ため、「まず、分煙から禁煙へ」と保護者支援を実施します。庁舎などその他の公共施設では、「建物内禁煙」を従来から実施し、屋外に喫煙所を設けることで対応しています。</p> <p>(3)については、家庭での禁煙を促す方策として、学習や薬物乱用防止教室等の取組の内容や成果について、子ども自ら学んだことを、家族の健康を気遣う言葉で伝えることが効果的であると考えます。</p> <p>(4)については、特定健診保健指導や乳幼児健診で禁煙したい方に対して、禁煙外来を紹介しています。禁煙治療の保険適用については、国の動向を注視して参ります。</p> <p>(5)については、第2次男女共同参画計画により総合的な健康問題の視点から喫煙による健康被害に特化した形ではなく、性別や年齢に応じた心身の健康づくりの支援として担当課と連携しながら事業を推進しており、平成29年度に策定予定の第3次計画にも反映させていく予定です。</p> <p>(6)については、県が取組まれている「健康づくり応援店」は、禁煙も一つの要件となっています。健康づくり応援店など社会環境づくりについては、保健所と協力して取り組んでいきたいと考えています。</p>